

令和 6 年 第 4 回

児玉郡市広域市町村圏組合議会定例会会議録

令和 6 年 1 2 月 2 4 日

児玉郡市広域市町村圏組合議会

令和 6 年児玉郡市広域市町村圏組合議会第 4 回定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
~~~~~	
第 1 日（12月24日）	
○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○説明のための出席者	4
○議会事務局職員出席者	4
○開会及び開議の宣告	5
○日程の報告	5
○諸報告	5
○新議員の議席指定	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○新議員の常任委員会委員の選任	6
○休憩の宣告	6
○開議の宣告	6
○常任委員会正副委員長の互選	6
○議事説明者の出席報告	7
○管理者提出議案の報告	7
○管理者提出議案の上程	7
○管理者提出議案に対する提案理由の説明	7
○管理者提出議案に対する議案内容の説明	8
○第 17 号議案に対する質疑	12
○第 18 号議案に対する質疑	12
○第 19 号議案に対する質疑	12
○第 20 号議案に対する質疑	20
○第 21 号議案に対する質疑	21
○第 22 号議案に対する質疑	21
○第 23 号議案に対する質疑	21

○第 2 4 号議案に対する質疑	2 2
○第 1 7 号議案ないし第 2 4 号議案の常任委員会付託省略	2 2
○第 1 7 号議案に対する討論・採決	2 2
○第 1 8 号議案に対する討論・採決	2 3
○第 1 9 号議案に対する討論・採決	2 3
○第 2 0 号議案に対する討論・採決	2 3
○第 2 1 号議案に対する討論・採決	2 4
○第 2 2 号議案に対する討論・採決	2 4
○第 2 3 号議案に対する討論・採決	2 4
○第 2 4 号議案に対する討論・採決	2 5
○管理者挨拶	2 5
○閉会の宣告	2 6
署名議員	2 7
参考資料	
○議案処理状況	2 9
○議案審議結果一覧表	2 9

第 1 日      1 2 月 2 4 日（火曜日）      本 会 議

○ 招 集 告 示

児玉郡市広域市町村圏組合告示第 2 1 号

令和 6 年児玉郡市広域市町村圏組合議会第 4 回定例会を次のとおり招集する。

令和 6 年 1 2 月 1 7 日

児玉郡市広域市町村圏組合

管理者 吉 田 信 解

- 1 期 日 令和 6 年 1 2 月 2 4 日
- 2 場 所 児玉郡市広域市町村圏組合議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（１２名）

１番	清	水	静	子	君	２番	櫻	沢	克	幸	君
３番	福	島	康	弘	君	４番	富	田	雅	寿	君
５番	金	子	義	則	君	６番	粳	田	平	一 郎	君
７番	高	橋	和	美	君	８番	田	端	恵	美 子	君
９番	林		富	司	君	１０番	柴	崎	愛	子	君
１１番	飯	塚	賢	治	君	１２番	早	野		清	君

不応招議員（なし）

## 令和6年児玉郡市広域市町村圏組合議会第4回定例会議事日程（第1日）

令和6年12月24日（火曜日）

- 1 開 会
- 2 開 議
- 3 日程の報告
- 4 諸報告
- 5 新議員の議席指定
- 6 会議録署名議員の指名
- 7 会期の決定
- 8 新議員の常任委員会委員の選任
- 9 常任委員会正副委員長の互選
- 10 議事説明者の出席報告
- 11 管理者提出議案の報告
- 12 管理者提出議案の上程
- 13 管理者提出議案に対する提案理由の説明
- 14 管理者提出議案に対する議案内容の説明
- 15 議案に対する質疑、討論、採決  
第17号議案ないし第24号議案
- 16 管理者挨拶
- 17 閉 会

○出席議員（１２名）

1 番	清	水	静	子	君	2 番	櫻	沢	克	幸	君
3 番	福	島	康	弘	君	4 番	富	田	雅	寿	君
5 番	金	子	義	則	君	6 番	粳	田	平	一 郎	君
7 番	高	橋	和	美	君	8 番	田	端	恵	美 子	君
9 番	林		富	司	君	1 0 番	柴	崎	愛	子	君
1 1 番	飯	塚	賢	治	君	1 2 番	早	野		清	君

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

管 理 者	吉	田	信	解	君	副管理者	原	田	信	次	君
副管理者	櫻	澤		晃	君	副管理者	山	下	博	一	君
事務局長	飯	塚	正	英	君	消 防 長	野	沢		充	君
総務課長	櫻	井	英	樹	君	小 山 川 ク リ ー ン セ ン タ ー 長	前	川	英	寿	君
施設課長	井	出	康	之	君	消防本部長 次	久	保	賢	一	君
消防本部 総務課長	林	下	正	司	君						

○議会事務局職員出席者

議会事務局 局長	井	出	康	之	君	書 記	大	山	香	織	君
-------------	---	---	---	---	---	-----	---	---	---	---	---



12月24日午後 3時05分開会

○開会及び開議の宣告

議長（**榎田平一郎君**） ただいまから令和6年児玉郡市広域市町村圏組合議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○日程の報告

議長（**榎田平一郎君**） この際、日程の報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

○諸報告

議長（**榎田平一郎君**） この際、諸報告を行います。

上里町議会選出の戸矢隆光議員及び黛浩之議員が12月10日をもって組合議員を辞職したい旨の願いが許可されておりますので、ご報告いたします。

また、児玉郡市広域市町村圏組合議会議員について、上里町議会議長から、12月13日付で金子義則議員及び飯塚賢治議員が新たに選出されたことが管理者へ報告されておりますので、ご了承願います。

○新議員の議席指定

議長（**榎田平一郎君**） これより新議員の議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第2項の規定により、議長にて指定いたします。

5番 金子義則議員

11番 飯塚賢治議員

以上のとおり議席を指定いたします。

○会議録署名議員の指名

議長（**榎田平一郎君**） 次に、会議録署名議員の指名を行います。

4番 富田雅寿議員

11番 飯塚賢治議員

以上2名の方をお願いいたします。

○会期の決定

議長（**粂田平一郎君**） これより会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日 1 日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という人あり）

議長（**粂田平一郎君**） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日 1 日と決定いたしました。

#### ○新議員の常任委員会委員の選任

議長（**粂田平一郎君**） これより新議員の常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。常任委員会委員の選任につきましては、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、総務委員会委員に飯塚賢治議員を、厚生文教委員会委員に金子義則議員をそれぞれ指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という人あり）

議長（**粂田平一郎君**） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました議員をそれぞれの常任委員会委員に選任することに決しました。

#### ○休憩の宣告

議長（**粂田平一郎君**） この際、暫時休憩いたします。

午後 3 時 0 6 分 （休憩）

午後 3 時 0 7 分 （開議）

#### ○開議の宣告

議長（**粂田平一郎君**） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議事を続行いたします。

#### ○常任委員会正副委員長の互選

議長（**粂田平一郎君**） この際、報告いたします。

休憩中に各常任委員会を開催し、欠員となっております正副委員長の互選を行った結果、総務委員会副委員長に飯塚賢治議員、厚生文教委員会委員長に金子義則議員がそれぞれ就任されましたので、報告いたします。

○議事説明者の出席報告

議長（粂田平一郎君） 次に、本定例会の議事説明者として、地方自治法第121条第1項の規定により、管理者ほか関係役職員の出席を求めました。

○管理者提出議案の報告

議長（粂田平一郎君） これより本会議に付議いたします事件を報告いたします。

議会事務局長より議案の朗読をいたさせます。

議会事務局長。

議会事務局長（井出康之君） 朗読いたします。

令和6年児玉郡市広域市町村圏組合議会第4回定例会付議事件

第17号議案 児玉郡市広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第18号議案 工事請負契約の締結について

第19号議案 指定管理者の指定について

第20号議案 児玉郡市広域市町村圏組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

第21号議案 児玉郡市広域市町村圏組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

第22号議案 児玉郡市広域市町村圏組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

第23号議案 共同処理する事務の施行について

第24号議案 令和6年度児玉郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2号）

以上でございます。

議長（粂田平一郎君） ただいま報告いたしました議案は、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

○管理者提出議案の上程

議長（粂田平一郎君） これより管理者から提出された第17号議案ないし第24号議案、以上8件を一括議題といたします。

○管理者提出議案に対する提案理由の説明

議長（粂田平一郎君） 管理者から提案理由の説明を求めます。

吉田管理者。

管理者（吉田信解君） 議長のお許しをいただきましたので、議案の提案理由の説明を申し上げます。

本日ここに令和6年児玉郡市広域市町村圏組合議会第4回定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては、ご多用の折にもかかわらず、ご健勝にてご参会を賜り、組合行政の

諸案件につきましてご審議をいただきますことは、広域行政進展のため、誠に感謝に堪えない次第でございます。

初めに、新たに組合議員になられました上里町議会議員の飯塚賢治議員、金子義則議員におかれましては、広域行政発展のためご指導とご協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

さて、本定例会にご提案申し上げました議案は、条例の一部改正が1件、工事請負契約の締結が1件、指定管理者の指定が1件、人事案件が3件、共同処理する事務の施行が1件、令和6年度一般会計補正予算が1件、合計8件でございます。

まず、第17号議案 児玉郡市広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございますが、人事院勧告及び埼玉県人事委員会勧告に準じ、一般職職員の給与を改定したので、この案を提出するものでございます。

次に、第18号議案 工事請負契約の締結についてでございますが、小山川クリーンセンターボイラー給水ポンプ等更新工事請負契約を締結したいので、児玉郡市広域市町村圏組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものでございます。

次に、第19号議案 指定管理者の指定についてでございますが、児玉郡市広域市町村圏組合立余熱利用施設の管理及び運営に関し、清香園・東京ドームスポーツ共同体を指定管理者として指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものでございます。

次に、第20号議案ないし第22号議案につきましては、児玉郡市広域市町村圏組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございます。公平委員会委員3名につきましては、令和6年12月31日をもって任期満了となるため、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、その後任委員を選任したいので、議会の同意を求めるものでございます。

次に、第23号議案につきましては、共同処理する事務の施行についてでございます。児玉郡市広域市町村圏組合規約附則第1項の規定により、共同処理する事務の施行日を定めたいので、この案を提出するものでございます。

次に、第24号議案 令和6年度児玉郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,415万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億1,888万7,000円とするとともに、翌年度に繰り越して使用できる繰越明許費を設定し、債務負担行為を追加するものでございます。

議案の詳細につきましては事務局長から説明いたさせますので、何とぞ慎重ご審議の上、よろしくご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

**議長（榎田平一郎君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

○管理者提出議案に対する議案内容の説明

議長（**榎田平一郎君**） 次に、議案内容の説明を求めます。

飯塚事務局長。

事務局長（**飯塚正英君**） 議長のお許しをいただきましたので、本定例会にご提案申し上げました議案内容につきましてご説明を申し上げます。

それでは、お手元に配付してございます条例案概要書を御覧いただきたいと存じます。

第17号議案 児玉郡市広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。趣旨でございますが、人事院勧告及び埼玉県人事委員会勧告に準じ、一般職職員の給料、期末手当及び勤勉手当を改定するための改正でございます。

内容でございますが、まず令和6年度の期末手当及び勤勉手当を増額する改正といたしまして、令和6年度の期末手当及び勤勉手当は12月支給分を0.05月分ずつ増額します。ただし、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当及び勤勉手当は0.025月分ずつ増額します。

次に、令和7年度以降の期末手当及び勤勉手当を増額する改正といたしまして、6月及び12月支給分をそれぞれ0.025月分ずつ増額します。ただし、定年前再任用短時間勤務職員は、0.0125月分ずつ増額します。

次に、給料表を改める改正といたしまして、行政職給料表を改定します。

その他として、給与の内払いに関して規定します。また、条例の施行に関する必要な事項を規則に委任します。

施行期日につきましては、公布の日とし、令和7年度以降の期末手当及び勤勉手当に係る規定は、令和7年4月1日とします。ただし、令和6年度の期末手当、勤勉手当及び給料表に係る規定については、令和6年4月1日から適用することといたします。

次に、議案書7ページをお願いします。第18号議案 工事請負契約の締結についてでございます。契約の目的は、小山川クリーンセンターボイラー給水ポンプ等更新工事です。小山川クリーンセンターのボイラー及び蒸気タービン等を安定的に稼働させるために、施設稼働から24年が経過し老朽化が進行しているポンプ類の更新工事を実施するため、児玉郡市広域市町村圏組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものでございます。

契約の方法は随意契約、契約金額は2億3,100万円でございます。契約の相手方は、東京都港区海岸1丁目14番5号、川崎重工業株式会社、橋本康彦代表取締役でございます。

次に、第19号議案 指定管理者の指定についてでございます。お手元に配付してございます第19号議案資料を御覧いただきたいと存じます。児玉郡市広域市町村圏組合立余熱利用施設、以下「余熱利用施設」と呼ばさせていただきますが、余熱利用施設の管理に関し、清香園・東京ドームスポーツ共同体を指定管理者に指定しようとするものです。

余熱利用施設の指定管理者候補者選定につきましては、清香園・東京ドームスポーツ共同体のほ

か1団体から応募がございまして、事業計画書等により具体的な提案をいただき、余熱利用施設指定管理者選定委員会において評価項目に基づいて評価した結果、自主事業の展開、過去の実績等の評価項目におきまして高い評価を受け、選定委員10名のうち6名から第1位を獲得した清香園・東京ドームスポーツ共同体が指定管理者候補者として選定されたものでございます。

議案書8ページにお戻りください。内容でございますが、公の施設の名称は児玉郡市広域市町村圏組合立余熱利用施設。指定管理者として指定する団体の所在地は、本庄市朝日町3丁目22番4号。名称は、清香園・東京ドームスポーツ共同体。代表者は、株式会社清香園、阪上清之介代表取締役。指定する期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までとするもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求めるものでございます。

なお、評価項目及び審査結果につきましては、第19号議案資料を御覧いただきたいと思います。

次に、9ページをお願いいたします。第20号議案 児玉郡市広域市町村圏組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございます。上里町の山下睦己様につきましては、令和6年12月31日をもって任期満了となりますので、後任委員として、本庄市からご推薦いただきました矢部一臣様を地方公務員法第9条の2第2項の規定により選任したいので、同意を求めるものでございます。

矢部一臣様の生年月日、住所及び略歴につきましては、議案書記載のとおりでございます。

次に、10ページをお願いいたします。第21号議案 児玉郡市広域市町村圏組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございます。美里町の岡田和己様につきましては、令和6年12月31日をもって任期満了となりますが、美里町より再度のご推薦をいただきましたので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により選任したいので、同意を求めるものでございます。

岡田和己様の生年月日、住所及び略歴につきましては、議案書記載のとおりでございます。

次に、11ページをお願いいたします。第22号議案 児玉郡市広域市町村圏組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございます。神川町の主山義雄様につきましては、令和6年12月31日をもって任期満了となりますので、後任委員として、神川町からご推薦いただきました小井戸英夫様を地方公務員法第9条の2第2項の規定により選任したいので、同意を求めるものでございます。小井戸英夫様の生年月日、住所及び略歴につきましては、議案書記載のとおりでございます。

次に、12ページをお願いいたします。第23号議案 共同処理する事務の施行についてでございます。共同処理する事務は、児玉郡市広域市町村圏組合規約第3条第6号に規定するごみの収集にすることのうち、指定袋の認定事務に関することでございます。施行日は令和7年4月1日とさせていただきますので、児玉郡市広域市町村圏組合規約附則第1項の規定により、議決を求めるものでございます。

次に、第24号議案 令和6年度児玉郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2号）でござい

ます。

お手元に配付してございます別冊の補正予算書 1 ページをお開きください。第 1 条は、歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額に歳入歳出予算それぞれ5,415万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億1,888万7,000円とするものでございます。

第 2 条は、繰越明許費です。地方自治法第213条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第 2 表、繰越明許費によるものでございます。

第 3 条は、債務負担行為の補正です。債務負担行為の追加は、第 3 表、債務負担行為補正によるものでございます。

補正内容につきまして、順次ご説明いたします。

まずは、繰越明許費でございます。4 ページの第 2 表、繰越明許費を御覧ください。款 4 消防費、項 1 消防費、事業名、水槽付消防ポンプ自動車購入ですが、シャーシの供給遅れに伴い、年度内に完成しない見込みがあることから、6,363万9,000円の繰越明許をお願いするものでございます。

次に、債務負担行為でございます。5 ページの第 3 表、債務負担行為補正を御覧ください。表の事項欄の各事項につきまして、それぞれ令和 7 年 4 月 1 日から業務の委託または物品の購入などを行いたいので、令和 6 年度中に契約事務等を進めるに当たり、期間を令和 7 年度などとして限度額をそれぞれの額とする債務負担行為を設定するものでございます。

具体的な内容でございますが、新たに実施する主な事業について説明をさせていただきます。事項欄の 1 行目にございます余熱利用施設費指定管理料は、令和 7 年度から11年度まで 5 か年の協定を締結するに当たり、限度額を 3 億6,265万円とするものでございます。

次に、2 行目、小山川クリーンセンター施設運転管理業務委託は、令和 7 年度から 9 年度まで 3 年間の業務委託契約を締結するに当たり、限度額を 5 億9,338万8,000円とするものでございます。

次に、7 行目、セキュリティ対策機器賃借料は、セキュリティ対策用サーバを更新するに当たり、限度額を384万7,000円とするものでございます。

次に、6 ページをお願いいたします。中ほど10行目、小山川クリーンセンター廃棄物処理実務 N A V I 使用料は、現在の加除式書籍から電子書籍の利用に変更するに当たり、限度額を 8 万円とするものでございます。

次に、7 ページをお願いいたします。一番下の行、印刷機賃貸借料（広幅デジタル複合機）は、大判複合機を更新するに当たり、限度額を29万円とするものでございます。

次に、歳入歳出予算の補正内容でございます。補正予算に関する説明書により、歳出からご説明いたしますので、11ページをお願いいたします。今回の補正内容は、職員人件費のみでございます。一番右側の説明欄の二重丸がついている事業名で説明をさせていただきます。款 1 議会費、議会給与費33万円の増額、その下款 2 総務費、一般管理給与費105万6,000円の減額、その下款 3 衛生費、小山川クリーンセンター給与費465万8,000円の増額、12ページに移りまして款 4 消防費、常備消防

給与費5,021万8,000円の増額につきましては、先ほど説明いたしました第17号議案 児玉郡市広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例などにより補正するものでございます。

以上で歳出補正の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入補正についてご説明いたしますので、10ページをお願いいたします。款7繰越金、項1繰越金、目1繰越金、前年度繰越金5,415万円の増額は、歳出事業費の補正に伴い、追加するものです。

以上で第24号議案の説明を終わります。

これにて、第17号議案から第24号議案までの議案内容の説明を終わらせていただきます。よろしく慎重ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（榎田平一郎君） 以上で議案内容の説明を終わります。

#### ○第17号議案に対する質疑

議長（榎田平一郎君） 次に、第17号議案 児玉郡市広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてに対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という人あり）

議長（榎田平一郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

#### ○第18号議案に対する質疑

議長（榎田平一郎君） 次に、第18号議案 工事請負契約の締結についてに対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という人あり）

議長（榎田平一郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

#### ○第19号議案に対する質疑

議長（榎田平一郎君） 次に、第19号議案 指定管理者の指定についてに対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

議長（榎田平一郎君） 7番、高橋和美議員。

7番（高橋和美君） 第19号議案の指定管理者の指定について質疑をさせていただきます。

参考資料として提出いただきました資料に基づいて。評価の高かったのは自主事業の展開、9番ですね、それと13番、過去の実績等ということなのですから、ここが一番大きな開きがあるの



ですが、自主事業というのはどういうものが優れていたのかなということを疑問に思いますので、お尋ねいたします。

それと、13の過去の実績等というので、何をもって実績として評価されたのかなということで、ちょっとそういったもの。今まで指定管理者を受けていた人は実績等がありますけれども、初めて申請する人には実績はないわけなのですよ。だから、それを何をもって実績として評価されたのかということをお尋ねします。

それから、普通、指定管理者の指定については、総合評価でどちらのほうの評価点が高かったで決めるのですが、これは賛成者、指定管理者の第1位獲得者というのは、今候補になっているところは6人で、次の補欠になったところは4人で、そういう決め方なのですか、この指定管理者というのは。こういう決め方、ちょっとその辺の考え方についてお尋ねいたします。

以上です。

議長（櫻田平一郎君） 総務課長。

総務課長（櫻井英樹君） 高橋議員のご質疑にご説明申し上げます。

まず初めに、自主事業についてでございますが、自主事業というのは、例えば学校のほうはプールがございまして、そういったところで国の許可をもらうような活動……

（「もうちょっと大きい声で」という人あり）

総務課長（櫻井英樹君） 部活のプールがございまして、プールのところに自分でプールのスクールとかを開いて……

（「スクール」という人あり）

総務課長（櫻井英樹君） はい、水泳教室ですね。

（「水泳教室」という人あり）

総務課長（櫻井英樹君） はい、水泳教室です。そういったものを展開していただいて、それでそういったところでは多くの会員さんを集めてやられているというようなのが自主事業ということにございます。

次に、過去の実績についてでございますけれども、こちらのほうの実績というのが、次点の団体さんは公園とか福祉施設とかの指定管理業務の実績はございました。ただ、プールの施設、温浴施設に関する実績がなかったため、こちらのほう、委員さんのほうの評価が差がついてしまったものと考えております。

あと、1位獲得数でなぜかという。総合点ではなくて、なぜ1位獲得数という基準なのかというご質問についてなのですが、総合得点とか平均点による基準では、極端に委員さんが高い点をつけてしまう、また低い点をつけてしまうという委員さんがいた場合に、全体の結果がその採点につられてしまうというリスクがございます。そこで、委員ごとに順位を決定して、1位獲得数が多いものを選定するというのが組合のほうの基準で定めてございます。

選定委員会におきましては、審査の前に委員会のほうを開催いたしまして、こちらの基本方針とかいろいろ、こちらのほうに1番から14番までございますこちらのほうの基準、配点等に委員会のほうで議論をさせていただきまして、承認を得て行っていたものでございます。

以上です。

**議長（粂田平一郎君）** 7番。

**7番（高橋和美君）** 先ほど自主事業の展開でちょっとよく分からなかったのですけれども、プールの中に何とおっしゃったの。それが何をもって自主事業とするのかなということで疑問に思いますのでもう一度説明お願いいたします。

それから、次点になった団体は、今まで実績というのが温浴施設にはなかったということで、私はこれはどこの指定管理者でも新設するときは過去の実績は問わないのではないかと思います。そうすると不公平になるではないですか。今までやっていたところが有利に働くというところで、それは実績は評価しないというのが基本だというふうには思っていますけれども、この施設については違うのでしょうか。

それから、先ほど、何かよく分からなかったのですが、高い点をつけたよ、低い点をつけたよ、評価点というのは審査員の平均点を出してやるから、低い点とか高い点関係なくて、例えば1番だとすると、この10人の方が7点とか8点つけていって、その平均点がここに載るのかなというふうに私は理解しているのですけれども、そうではないのですか。それで、総合評価でもって、どちらのほうは何点高かったとか低かったとか、そういうことで結果が出るというふうには認識しているのですけれども、違うのでしょうか。お願いいたします。

**議長（粂田平一郎君）** 総務課長。

**総務課長（櫻井英樹君）** 高橋議員のご質問にお答えいたします。

まず初め、自主事業がちょっと分かりづらかったというところでございますけれども、自主事業というのは、まず湯かっこ、お風呂がございまして、あとプールがございます。指定管理なので、施設を管理して、料金を取ってお客さんを招けば指定管理ということにはなるのですけれども、自主事業というところは、そのプールを有効利用していただいて、水泳教室とかを開いてもらって、自分なりの事業を起こしてもらい、それで収入を得ていただく。だから、水泳教室、スイミングスクールとか、そういったものでございます。

あと、もう一つが、お食事を取るところがございます。そこでお食事どころをやっていただいて、そこで独自のメニューを提供していただいて、それで収入のほうをしていただくというのが自主事業でございます。

もう一つの評点についてなのですが、こちらのほうの点数は、高橋議員おっしゃるとおりの、委員の皆様の平均点ということになります。委員の皆様の点数の平均がここに表記させていただいております。

以上でございます。

議長（粂田平一郎君） 7 番。

7 番（高橋和美君） 水泳教室を開いて、それが自主事業になるということでありますけれども、ということは休館日に水泳教室をやるということですか。1 つ疑問に思ったのは、本庄市内の小学校 3 校がここを利用させていただきますよね。だから、その辺の兼ね合いというかな、空いた時間はどっ使っているのかなというのがちょっと疑問だったのですけれども、水泳教室というのは普通の平日やるのか。月曜日は休みです、ちょっとその辺が、水曜日にそれを、水泳教室も、それから学校の受入れもやるのかなと思った。疑問に思ったのですけれども、その辺のところも指定管理者の申請の中でやり方というのかな、それは明確になっているのでしょうか。

それから、先ほど、こだわるようですけれども、やっぱり選定委員の第 1 獲得者 6 人、これ 4 人とか、このところにちょっと何かこだわりがあるのですけれども、普通は総合評価で何点、次点が何点と言ってきたほうが分かりやすいかなというふうに思いますけれど、これだと本当に 6 人の賛成したように、こっちを、次点を推したという感じで、何か評価にしてはちょっと違うかなというような気がしますけれども、その辺はどうなのでしょう。

議長（粂田平一郎君） 施設課長。

施設課長（井出康之君） 私のほうから、自主事業、プールの運用についての高橋議員の質問に対しましてご説明させていただきます。

先ほども、月曜日は休館日ということですが、月曜日のほうは休館日ということで利用者はいらっしゃいませんで、清掃とか修繕で月曜日を使っています。平日につきましては、先ほども言いましたけれども、自主事業は、いわゆる運営をしている、今ですと清香園・東京ドームスポーツ共同体の方々が自主事業で自分たちで企画立案した、今先ほど申し上げていますが、スイミングスクール、プールですね、年間に何百人という会員がいて、そういった方々に、例えば夜間とか午後やって、昼間もやっていますけれども、そういったところで専属のスイミングプールの指導者を清香園・東京ドームスポーツさんのほうで雇っていただいている、そちらの方から指導を受けると。それで、それに対して参加費、使用料を取っているというものが自主事業の流れ。

あとは、先ほどもお食事の話も出ましたが、お食事のほうも、食事どころとか 2 階にございまして、そちらに配膳の方と、あと料理をする方を雇っていただいている、そちらのほうでお食事を提供している。それ以外では自主事業という形になっています。

自主事業の話については以上でございます。

議長（粂田平一郎君） 総務課長。

総務課長（櫻井英樹君） 高橋議員のご質疑にご説明申し上げます。

評点についてでございます。評点についてなのですけれども、各委員さんそれぞれ評点のほうはつけた場合に、同じ項目で、例えば自主事業で A さんが 10 点をつけました。B さんが過去の実績で

10点をつけました。もう一人の委員さんが低い点数をつけた場合に、結局3点、3点とかをつけた場合に、そちらのほうに、結局は高配点をした人に全体が、平均を取りますので、引っ張られてしまうので、委員さんの、やはり1位がどちらかというほうが多くなった組合のほうのルールでございます。

以上でございます。

**議長（榎田平一郎君）** 事務局長。

**事務局長（飯塚正英君）** それでは、今高橋議員のほうからご質疑のあった評価の仕方についてご説明を申し上げます。

具体的に申し上げますと、今総務課長が申し上げたとおりですけれども、相対評価でやっていますので、10人の選定委員さんがいれば、10人のそれぞれAさん、Bさんの中で相対でなっていますので、5点という線が決まっているわけではないということです。そうやって、8点で7点という人と、3点と2点で逆転してしまう可能性もございますので、なのでAさんはAさんで、どちらの応募者のほうが優秀だったかを。1位獲得者というのは、選定委員が、こっちの人が優秀だと思った人が6人いましたよということです。ちょっと私の説明がうまくないかもしれません。点数で平らにしてしまうと、逆転が起こってしまうということです。

それで、本庄市の指定管理者の候補者の選定の仕方とは違う仕方をしているということが現状でございます。これは、先ほども申し上げたとおり、選定委員会の中で議論をして、評価項目、評点の採点の配点、あとは指定管理者の候補者の選定を平均点で合計した合計点数で競うのではなくて、1位獲得者数の多いほうを選ぶというルールも含めて、選定委員会の中で議論をして決めたものでございますので、ご理解をいただきたいというふうに存じます。

以上でございます。

**議長（榎田平一郎君）** 12番。

**12番（早野 清君）** この案件については何の異論もないのですけれども、ちょっと教えてほしいので、確認をしたいので聞いているのですが、この点数を上から下まで、合計点数が書いていないので、ですからその点数。今事務局長が言ったように、点数でも見るのですけれども、そうするとこの点数がどうなっているかなというのをちょっと教えていただければありがたいです。

あともう一つは、指定管理料の金額。この金額で何点というのは、これは出てこないのですか、点数で。上に出ている。分かりました。

（「上にちゃんと出ている」という人あり）

**12番（早野 清君）** これを見て分かりました。では、そういう点数ですね。

今回選定された皆さんは、この点数と候補者というのは、補欠ですね、そちらのほうの点数というのは。結論をちょっと教えていただけますか。それによって、またちょっと質疑が。聞きたいです。

議長（櫻田平一郎君） 総務課長。

総務課長（櫻井英樹君） 早野議員のご質問にご説明申し上げます。

合計点は共に67.9点でございます、同点でございます。

議長（櫻田平一郎君） 12番。

12番（早野 清君） ということであるのですよね。だから今あえて点数聞いたのですけれども、これ非常に問題点が出るかなというふうに考えている。選定委員さんがかなりプレッシャーがかかる立場になることで、今後は、できれば本庄市と同じような入札方法を取ったほうがベストかなと思うので。

また、広域議会については、これは入札のほう、本庄市に準ずるという、議会の中、あるのですけれども、そういう部分についてもやはりもう少し、選定委員さんにこれ完全にプレッシャーかかっていますよね。そうすると、やっぱり今後検討の課題があるのではないかなと私は思うのです。けれども、今後を見て。点数は、要するに、いいですよ、駄目ですよといったことで決まってしまうというふうな、ここで明白になったから、この人たちのことを考えると、やっぱり公募自体を、この案件はもういいですが、今後考えるべき余地があるのかなと思うのですが、どうですか、そこ。

議長（櫻田平一郎君） 事務局長。

事務局長（飯塚正英君） 早野議員のご質疑にご説明を申し上げます。

ただいま早野議員から、評価の点数のつけ方、あるいは候補者の決め方等々、今後よくよく調査研究して、改善の余地はあるのではないのでしょうかというご質疑だったかと存じます。組合といたしましても、ただいまのご意見を真摯に受け止めまして、構成市町の、本庄市のみならず、他の3町の決め方等々も参考にさせていただきながら、次回の指定管理者の応募者の選定あるいは指定議案の提案等々に生かしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（櫻田平一郎君） 12番。

12番（早野 清君） 上の点数だけで決定をするということであれば、今回同数ならどういう結論が出たのですか。そこだけはちょっと教えてほしいのですけれども、どこで判断をしてこの清香園に決定をしたということになるのか、その動きをちょっと教えていただければと。

議長（櫻田平一郎君） 総務課長。

総務課長（櫻井英樹君） 早野議員のご質疑にお答え申し上げます。

こちらのほう、全て同点、引き分けになった場合には、協議を行い、決めていくというような形になります。

（「協議って、どんなやつですか。それ言わなくちゃまずいです」という人あり）

総務課長（櫻井英樹君） すみません。指定管理の委員会において、委員の皆様と協議をいたしまし

て決定するような形となります。

以上でございます。

（「議事進行」という人あり）

議長（粂田平一郎君） はい。

12番（早野 清君） ちょっと、意味がよく分からないので。要するに委員さんが決定をしたということですよね。そうすると、10名いるわけですよね、ここに選出されている方が。そうすると、そういう人たちの再度協議。点数はもう出ているのだから、この。それで、その10人の中で協議をして、大詰めというのですか、それで決定をするということなのですよね。そうすると、当初この6・4という数字が出てしまっているのですよね。そうすると、やっぱりその6・4というのは大きなウエートを占めるのですか、その協議会というか何か、その会のときは。

（「審査会」という人あり）

12番（早野 清君） どうですか。その点だけ。あとは終わりです。

議長（粂田平一郎君） 総務課長。

総務課長（櫻井英樹君） 早野議員の質問にご説明させていただきます。

こちら1位獲得数が6・4、6対4になってしまった場合には、結果のほうはひっくり返りません。

（「ちょっと分からないな」という人あり）

総務課長（櫻井英樹君） 5・5であれば、委員会の中で話し合いなり協議なりが行われるような……

（「もしかして、同点でも、1位を決めるということですね。分かりました」という人あり）

議長（粂田平一郎君） ほかに質疑ありませんか。

4番。

4番（富田雅寿君） 今お二人がちょっと言ってくれたのですが、そもそも論をちょっとお伺いします。

この1位獲得数が6と4。この1位獲得数というのは、これは、例えば基本方針1項目で、10人のうち6人がこっちへ手を挙げたという1位獲得数なのか。この点数は関係なく、全体でどっちにしますかといって、6人がこっち、4人がこっちと言ったのか、意味が分からないのです。こういう表を作るのだったら、さっき早野議員が言ったように、この配点で点数をつけて、この点数、こっちが上だからこっちと言えれば分かりやすいと思うのですけれども、であればこの配点なんか僕らに見せる必要ないですよね。

うん、そう。1位獲得が、こっちは6人、こっちが4人、こっちが6人、こっちが4人とやってくれて、こっちが6個多かったよとやってくれたほうがよっぽど分かりやすいのだけれども、うまく分かりやすく説明してください。

議長（櫻田平一郎君） 総務課長。

総務課長（櫻井英樹君） 富田議員のご質問にご説明申し上げます。

この表で、1から14番までの点数ですね、例えば基本方針、配点10、候補者7、補欠者6.8で、これですと14番までございます。この点数というのは、委員の皆様がそれぞれ評価していただいた各項目の点数の平均でございます。そして、1位獲得数というのは、それぞれの配点結果が1位というような意味合いでございます。配点の合計点で1位、2位。委員の皆様が公募者、補欠者をそれぞれ評価して、その合計が1位だったほうが、多かったのが6名様、少なかったのが4名様というような意味でございます。

議長（櫻田平一郎君） 4番。

4番（富田雅寿君） であれば、この平均点ではなくて、合計点を載せるべきだと思いますけれども。そうすれば、僕らだって合計点で分かりますよね。全員の合計点を載せていただかないと。平均点を載せた。同数だと言ったのに、一番下に選定委員の第1位獲得数が6と4というのでは、この上の表との整合性がないから、何の表なのか意味が分からなくなってしまうのです。それで、だから、同数だったけれども、選定委員の第1位獲得数が6・4だったからこっちにしましたよと言ってくれるだけで僕は分かると思うのですけれども、いかがでしょうか。

議長（櫻田平一郎君） 事務局長。

事務局長（飯塚正英君） 富田議員のご質疑にご説明申し上げます。

資料の作り方のご指摘かと存じますけれども、今の審査結果というところで、表で記載をさせていただいているのは、1の評価項目、例えば評価項目の配点が何点で、何点の平均か。10人の委員さんがどれだけの点数を取ったか。例えば、今回委員さんが10名ですので、簡単に10倍すればいいわけで、たまたま合計すると679点で同じ点数になってしまったというところです。

先ほどから申し上げてまいりましたとおり、指定管理料の14番の評価項目、配点15点のところについては、それぞれ委員さんが評価点をつけているわけではなくて、金額で点数をつけていますので、これは上がり下がりしない。なぜそのほかの13の項目で分かりづらいかというと、例えばAという選定委員がいたとして、そのAさんは1の評価項目で片方の候補者に80点、補欠者に60点を入れたとすると、そこで20点差が生まれますけれども、次のBさんは60対65で、今度は補欠者のほうが5プラスで見たとして、そういうことをやっていると、高い点数、差がついているところを取ったところが勝者といいますか、候補者に近くなってしまう。であれば、全部14項目を足し上げて何対何というか、1人の選定委員さんで結果は出ますので、79対78であれば片方の人が第1位は明らか、1点差でも20点差でも。そうすると、逆転が起こりづらい。結局は相対評価なわけですので。ただ、相対評価ですけれども、Aという選定委員さんの相対評価はそこだけを見ると絶対評価なのです。候補者と補欠者は同じ尺度で見えていますから。ということで、組合の選定委員、指定管理者の候補者の選定についてはそういうルールづけで、指定管理者制度の導入時からずっと続いて決まってい

るものでございます。

なおかつ、その都度選定委員会の中ではご説明いたしまして、委員さんの中です承を取って決めてから、今回応募者が何名で、この団体ですというところで、全部ルールを決めてから応募者も明らかにして議論を始めているという状況ですので、ご理解いただきたいというふうに存じます。

以上でございます。

**議長（榎田平一郎君）** ほかに質疑ありませんか。

2 番。

**2 番（櫻沢克幸君）** 内容はよく、最初は分からなかったのだけれども、今の説明で分かりましたのですが、この13項目のうち大部分が、候補者が取っているのです。3つだけが同点だと、点数的には。一番、指定管理料のところは、補欠者のほうは3億951万円ですか、ここにかなり金額の差が出るのです。これだけでは5点差が出ているわけです。ほかのものに関しては、3つが同点で、あとの項目は全部候補者が得点を取っているというふうに私は理解して、この表を分析したのだけれども、非常に値段的な面を見ると、この差額が14番で出ているけれども、トータル的にはこの事業報告、計画書報告の中のものを見たときに、選定委員さんは恐らく候補者のほうへ多くの人が、6人ですね、6割がこちらを取ったというふうには解釈したのだけれども、これでよろしいですか。解釈の仕方です。

**議長（榎田平一郎君）** 事務局長。

**事務局長（飯塚正英君）** ただいま櫻沢議員のほうからご質疑がございました。今議員がおっしゃったとおり、この理解で間違いない……

（「分かりました」という人あり）

**事務局長（飯塚正英君）** ……ものでございますが、もう一度申し上げますと、14番の指定管理料については計算によって決まってくるので、これは10人が同じ点がついているということです。

（「そうですね。分かります」という人あり）

**事務局長（飯塚正英君）** そのほか、この13項目について、Aという選定委員さんはそれぞれつけます、Bという選定委員さんそれぞれつけますので、それは相対評価で、ただAとB、候補者と補欠者では絶対評価で同じ尺度で見えていますよということのルールづけでございます。

以上でございます。

（「分かりました。もう結構です」という人あり）

**議長（榎田平一郎君）** ほかに質疑ありませんか。

（「なし」という人あり）

**議長（榎田平一郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

○第20号議案に対する質疑



議長（粂田平一郎君） 次に、第20号議案 児玉郡市広域市町村圏組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてに対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という人あり）

議長（粂田平一郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

○第21号議案に対する質疑

議長（粂田平一郎君） 次に、第21号議案 児玉郡市広域市町村圏組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてに対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という人あり）

議長（粂田平一郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

○第22号議案に対する質疑

議長（粂田平一郎君） 次に、第22号議案 児玉郡市広域市町村圏組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてに対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という人あり）

議長（粂田平一郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

○第23号議案に対する質疑

議長（粂田平一郎君） 次に、第23号議案 共同処理する事務の施行についてに対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

4 番。

4 番（富田雅寿君） ちょっとよく意味が分らないですけども、指定袋の認定事務なんて、今までもやっていたと思うんですけども、あえてここで出てきたのはどういう理由なのか、ちょっと教えてください。何かやり方が変わるのでしょうか。

議長（粂田平一郎君） センター長。

小山川クリーンセンター長（前川英寿君） 富田議員のご質問にお答えいたします。

現在はごみ収集所に燃えるごみ、燃えないごみを搬出をする際に使用する児玉郡市共通指定袋というものがあるのですが、こちらを各市町において、要綱に基づいて製品が規格に合致しているかどうかの面を審査しており、製品を製造するに当たり4市町の認定を受けなければならなかったのですが、製造者の負担軽減及び事務の効率化を図ることを目的に、事務の集約化を今回行い、

当組合が指定袋の認定について定めた要綱に基づき、業者から申請された書類により、指定袋の認定や取消を行うものであります。

以上であります。

議長（粂田平一郎君） 4 番。

4 番（富田雅寿君） 確認です。要は、1 市 3 町別々にやっていたことを、今回広域圏で統合してやるよという理解でよろしいでしょうか。

議長（粂田平一郎君） センター長。

小山川クリーンセンター長（前川英寿君） 富田議員のご質問にお答えいたします。

今富田議員がおっしゃられたとおりのことになります。

以上であります。

議長（粂田平一郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という人あり）

議長（粂田平一郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

#### ○第 24 号議案に対する質疑

議長（粂田平一郎君） 次に、第24号議案 令和 6 年度児玉郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算（第 2 号）に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という人あり）

議長（粂田平一郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

#### ○第 17 号議案ないし第 24 号議案の常任委員会付託省略

議長（粂田平一郎君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております第17号議案ないし第24号議案、以上 8 件につきましては、会議規則第36条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という人あり）

議長（粂田平一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、第17号議案ないし第24号議案、以上 8 件につきましては、委員会付託を省略することに決しました。

#### ○第 17 号議案に対する討論・採決

議長（粂田平一郎君） 次に、第17号議案に対する討論に入ります。

討論はありますか。

（「なし」という人あり）

議長（**榎田平一郎君**） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第17号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という人あり）

議長（**榎田平一郎君**） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ○第18号議案に対する討論・採決

議長（**榎田平一郎君**） 次に、第18号議案に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という人あり）

議長（**榎田平一郎君**） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第18号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という人あり）

議長（**榎田平一郎君**） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ○第19号議案に対する討論・採決

議長（**榎田平一郎君**） 次に、第19号議案に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という人あり）

議長（**榎田平一郎君**） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第19号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という人あり）

議長（**榎田平一郎君**） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ○第20号議案に対する討論・採決

議長（**榎田平一郎君**） 次に、第20号議案に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という人あり）

議長（**榎田平一郎君**） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第20号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という人あり）

議長（**榎田平一郎君**） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

#### ○第21号議案に対する討論・採決

議長（**榎田平一郎君**） 次に、第21号議案に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という人あり）

議長（**榎田平一郎君**） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第21号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という人あり）

議長（**榎田平一郎君**） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

#### ○第22号議案に対する討論・採決

議長（**榎田平一郎君**） 次に、第22号議案に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という人あり）

議長（**榎田平一郎君**） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第22号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という人あり）

議長（**榎田平一郎君**） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

#### ○第23号議案に対する討論・採決

議長（**榎田平一郎君**） 次に、第23号議案に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という人あり）

議長（**榎田平一郎君**） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第23号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という人あり）

議長（**榎田平一郎君**） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ○第24号議案に対する討論・採決

議長（**榎田平一郎君**） 次に、第24号議案に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という人あり）

議長（**榎田平一郎君**） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第24号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という人あり）

議長（**榎田平一郎君**） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ○管理者挨拶

議長（**榎田平一郎君**） これにて本定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

ただいま管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

吉田管理者。

管理者（**吉田信解君**） 令和6年第4回定例会招集申し上げましたところ、議員の皆様方にはご多用の中、ご参集賜りまして、ただいまは上程いたしました全ての議案、慎重ご審議の上、ご議決、ご決定賜りました。誠にありがとうございます。

今後とも広域行政進展のために鋭意努めてまいり所存でございます。議員の皆様方におかれましても、引き続きのご指導とご支援をよろしくお願い申し上げます。

年末になるわけでございます。大変慌ただしい日々でございますが、どうぞご健勝にて、それぞれの市町、また広域行政進展のためこれからもご活躍いただきまして、来る新年、皆様方にとりまして輝かしい新春となりますよう心からお祈り申し上げ、管理者としてのご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

議長（**榎田平一郎君**） 以上で管理者の挨拶を終わります。

○閉会の宣告

**議長（榎田平一郎君）** これにて令和6年児玉郡市広域市町村圏組合議会第4回定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 4時12分 閉会

議 長 粳 田 平 一 郎

署 名 議 員 富 田 雅 寿

署 名 議 員 飯 塚 賢 治

○ 議案處理狀況

參 考 資 料

○ 議案審議結果一覽表



## 第 4 回 定 例 会

### ○ 議 案 処 理 状 況

提 出

管 理 者        8 件            議 員        な し                            計        8 件

審 議 結 果

原 案 可 決        5 件            原 案 同 意        3 件                            計        8 件

### ○ 議 案 審 議 結 果 一 覧 表

議案番号	件 名	上程月日	議決月日	議決状況
第 1 7 号議案	児玉郡市広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	12月24日	12月24日	原案可決
第 1 8 号議案	工事請負契約の締結について	12月24日	12月24日	原案可決
第 1 9 号議案	指定管理者の指定について	12月24日	12月24日	原案可決
第 2 0 号議案	児玉郡市広域市町村圏組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて	12月24日	12月24日	原案同意
第 2 1 号議案	児玉郡市広域市町村圏組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて	12月24日	12月24日	原案同意
第 2 2 号議案	児玉郡市広域市町村圏組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて	12月24日	12月24日	原案同意
第 2 3 号議案	共同処理する事務の施行について	12月24日	12月24日	原案可決
第 2 4 号議案	令和 6 年度児玉郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算（第 2 号）	12月24日	12月24日	原案可決